

育児休業制度が年々変わってきています。
事業運営側・スタッフ側も一緒に再確認しましょう。

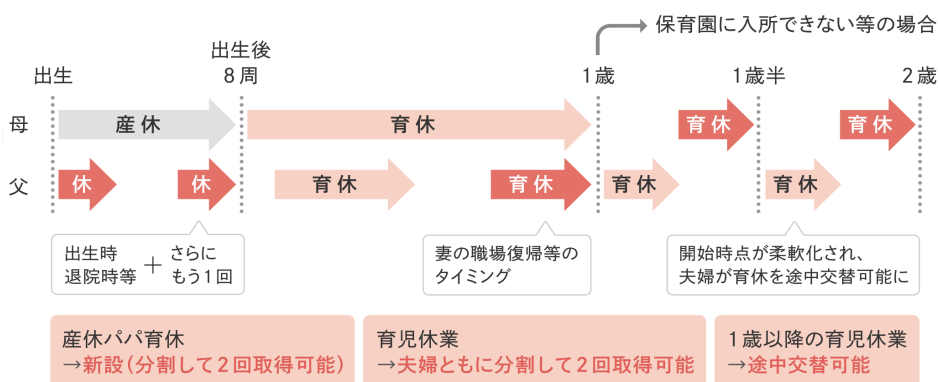


①「産後パパ育休(出生時育児休業)」制度

② 1歳までの育児休業を分割で取得可

③ 子の看護休暇の見直し

子供1人5日、子供2人以上10日まで



名称

子の看護等休暇

対象となる子の範囲

小学校3年生修了までに延長

取得事由

感染症に伴う学級閉鎖等

入園(入学)式、卒園式を追加



※育休や看護休暇については無給となるので有給使用を希望される方は、有給を利用ください。

④ 所定外労働制限(残業免除)の対象が小学校就学前の子まで拡大

⑤ 育児のためのテレワーク導入の努力義務化【当医院は業務上不可能】

⑥ 短時間勤務の代替措置にテレワークを追加【当医院は業務上不可能】

⑦ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大【当医院は関係なし】

下記については2025(令和7)年10月1日 施行

⑧ 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務に

⑨ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務に